

武蔵野市のコミュニティ施策

武蔵野市 市民活動推進課

武蔵野市の概要

全人口 (H25.8.1現在)	140,430人	男性:67,378人・女性:73,052人
高齢者人口 (H25.8.1現在)	65歳以上人口	29,488人(高齢化率21.0%)
世帯数 (H25.8.1現在)	73,087世帯(1世帯あたり1.92人)	
外国人登録数 (H25.8.1現在)	2,189人(内数)	
地理的条件	東西6.4km, 南北3.1km, 面積10.73km ² (JR中央線:吉祥寺・三鷹・武蔵境)	
予算規模 (一般会計)	25年度:577億9000万円	

全市的な町内会・自治会の復活を見なかった武蔵野市

- 昭和22（1947）年、町内会制度の廃止（GHQポツダム政令15号）
- 昭和26（1951）年、サンフランシスコ講和条約締結後、全国のほとんどの市町村で町内会・自治会が復活
- 武蔵野市は復活しないまま現在に至る
- 広報 回覧板廃止
 - 市内180カ所に市報掲示板設置
 - 現在は掲示板50カ所＋市報全戸配布
- ごみ収集 ステーション収集 → 各戸収集
- 行政サービスの提供 市 → 直接市民個人へ

武蔵野市コミュニティ構想の制定

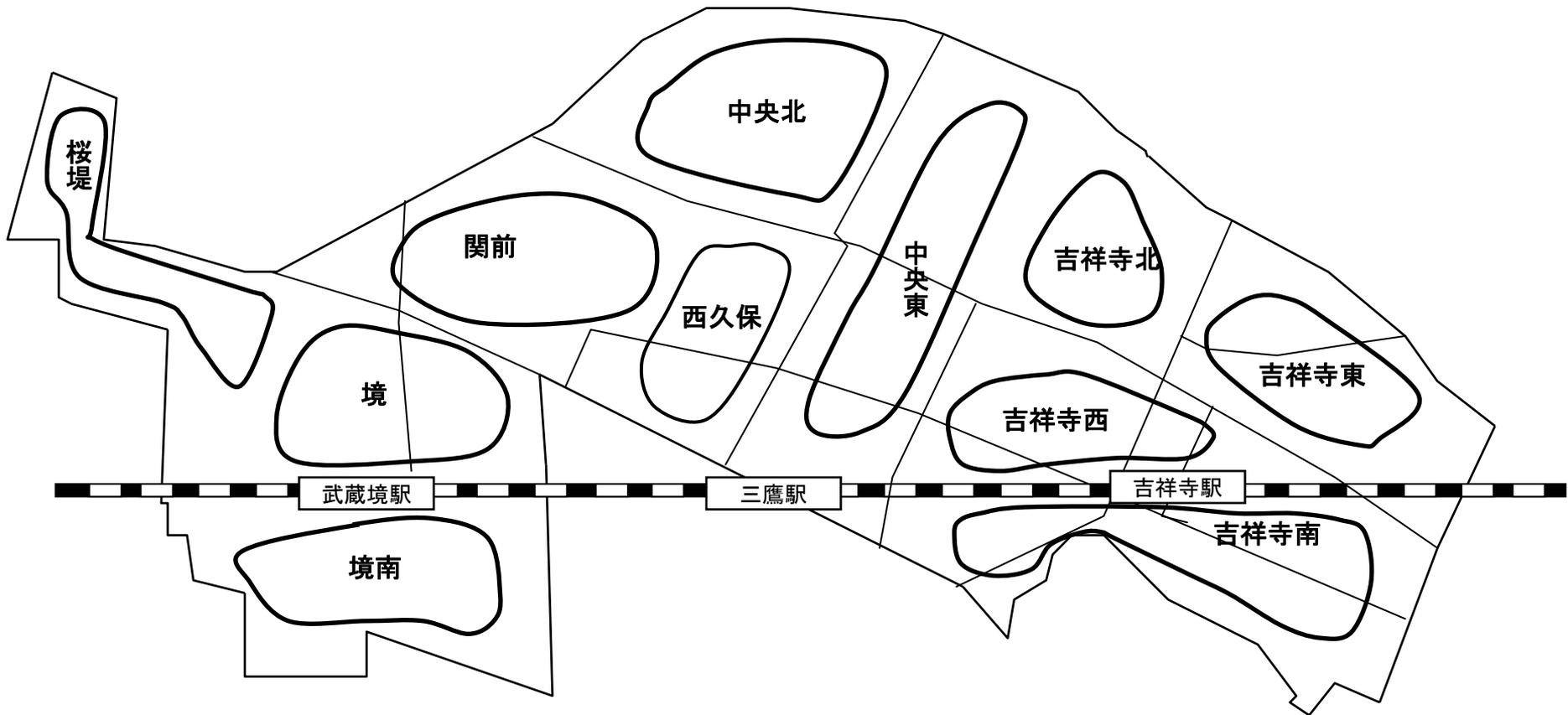
- ・ 昭和46(1971)年、武蔵野市第一期長期計画で「コミュニティ構想」を提起
- 市民相互の対話や意見の交流を通じて市民の連帯を築き上げ、市民自治の精神に則った市民の市政参加の条件をつくるためには、その基礎となるコミュニティを市民自身が生み出していく必要がある。
- このコミュニティは、地理的にも生活的にも閉鎖性をもたず、多様な市民によって担われる、開かれたものでなければならない。
- これに対し武蔵野市は、市民施設をそれぞれの地域に平等に、またそれぞれの地域の特性に応じて適切に配置し、市民自身のコミュニティづくりをバックアップすべきである。

コミュニティセンターを軸とした コミュニティづくり

- コミュニティ構想

- 市内にコミュニティ地区を想定
(当初8地区、後に11地区に修正)
- 各地区ごとにコミュニティづくりの拠点として、コミュニティセンター（コミセン）を設置。現在、分館含め20館設置
- コミセンの建設は用地選定・取得、設計段階から地域住民の参加によって行う
- 完成後の管理運営は一般公募の地域住民により組織される公共的団体（コミュニティ協議会）に委ねる

コミュニティ地区 11地区



「コミュニティ構想」が目指す コミュニティ実現の方法と原則①

- 高度経済成長の歪みでバラバラの根無し草的生活を送る都市生活者（武蔵野市民）に、農村共同体的でない新しいつながり、あるいは連帯を創成し、「新しいふるさと」意識が芽生えるような地域づくりを行うための方向性を示す
- 市民参加、市民自治の実現を目指す基盤としてのコミュニティを想定
- 自立した個人がつくる「新しい近隣感覚」に基づくつながり
- 「自分のことは自分で決める」という市民自治的意識をもった市民が前提

「コミュニティ構想」が目指す コミュニティ実現の方法と原則②

- 市民が普通に生活できる一定範囲の地域に、その市民が主体となって管理・運営する建物をその地域の活動拠点として建設
- 管理・運営・建設の原則は「自主三原則」（自主参加、自主企画、自主運営）

※ ①②は高田昭彦成蹊大学文学部教授

コミュニティづくりの原則

- 自主3原則

住民による自主参加・自主企画・自主運営がコミュニティの基本原則

- 公設民営方式

地域住民（協議会）が自主3原則に基づきコミセンを運営、市は協議会の要望に基づき、活動費やコミセン管理運営費を支出

- 自由なコミュニティ活動

協議会は自主3原則により、コミュニティづくりのための補助金を交付されながらも行政の支配を受けない自由なコミュニティ活動を保障

コミュニティセンター(コミセン)

- コミセンとは

- 公設民営の多目的・多世代交流施設
- コミュニティづくりの拠点として設置
- 建設段階の用地取得・設計から完成後の管理運営までを一貫して市民（地域住民）参加により行う

- 経緯

- 昭和48年、自治省モデルコミュニティ地区に中央西（現：西久保）が指定
- 昭和51年、第1号館（境南）が開館
 - 平成4年までに分館を含めて20館設置
- 昭和51年、コミュニティセンター条例を制定
 - 平成14年にコミュニティ条例を制定
- 平成17年度から指定管理者制度を導入

利用状況(平成24年度)

センター名		開館日数	要予約施設			フリー施設数	総利用人数 (概数)	規模 (延床面積㎡)
			施設数	利用件数	利用人数			
1	境 南	328	7	2,105	27,768	4	69,826	大(1,633)
2	西 久 保	344	10	5,680	90,229	4	107,460	大(1,434)
3	中 央	301	8	4,465	58,175	2	89,203	大(1,358)
4	中町集会所	301	3	1,549	12,858	—	12,858	小(205)
5	吉祥寺東	345	3	2,604	24,658	2	28,171	小(260)
6	吉祥寺北	306	7	1,620	18,454	4	62,014	大(1,395)
7	本 町	304	5	2,592	37,850	1	58,065	中(507)
8	旧八幡町	209	4	696	4,672	1	4,855	小(197)
9	新八幡町	97	6	514	4,894	2	10,940	中(554)
10	関 前	305	5	2,285	17,154	3	45,962	中(783)
11	関前分館	297	3	422	3,936	—	3,936	小(153)
12	御 殿 山	307	5	2,210	20,639	2	24,982	中(602)
13	桜 堤	306	4	1,175	12,743	2	19,630	小(344)
14	吉祥寺南町	329	8	4,898	35,372	6	101,374	大(1,482)
15	緑 町	308	5	2,143	13,398	3	36,332	中(544)
16	西 部	304	13	4,276	34,255	3	62,852	大(1,500)
17	吉祥寺西	298	6	2,616	18,725	4	37,129	中(912)
18	吉祥寺西分館	298	1	329	3,617	—	3,617	小(82)
19	け や き	306	7	3,235	38,208	3	67,852	中(576)
20	本 宿	306	6	2,771	37,424	3	55,348	中(720)
21	北ホール	306	5	1,381	16,480	1	16,611	(770)
延べ利用件数・人数				49,779	533,151		919,017	

利用状況(平成24年度)

年間利用件数 約5万件

年間利用者数 約53万人(フリー利用含むと約92万人)
(市民1人当たり年間約4回利用)

コスト状況(平成24年度)

トータルコスト 約3億1千万円

(内訳)

施設経費 約2億6千万円

光熱水通信、保守・警備・清掃等、管理運営

機器借上、修繕工事等

事業経費 約5千万円

活動補助金等

コミセン委託費・補助金の概要

(平成24年度)

	コミュニティセンター 合計	コミュニティ協議会 平均	備考
管理運営委託費	87,222,070円	545万円 (381万円～964万円)	主要内訳は窓口手当相当分 金額は館の規模による
活動補助金 (定額部分)	25,863,000円	162万円 (145万円～196万円)	運営費・消耗品費など 金額は館の規模による
活動補助金 (非定額部分)	12,511,000円	78万円 (52万円～113万円)	事業費・備品費など 「事業費等検討委員会」で 査定配分
合計	125,596,070円		

市民の活動と市の役割

□ 市民の活動

- コミセンをボランティア市民（コミュニティ協議会）が自主3原則に基づいて運営
- 協議会に自主参加し、コミュニティづくりの活動を行う
- 協議会がコミセンという場をもつことによって、コミュニティづくりの要となる

□ 市の役割

- コミュニティ施設の整備（コミセンの設置等）を通してコミュニティの基盤を整備する
- 施設経費（管理運営費等）、事業経費（活動費）の支出
- コミュニティづくりの中味には介入しない（金は出すけど□は出さない）

コミュニティ協議会

- **対象** 各コミュニティ区域内の全住民
- **会費** なし
- **参加** 自由（強制力なし）
- **構成**
 - 運営委員
コミセンでの事業企画、実施。窓口担当として館の運営を行う。
毎年3～4月に運営委員を公募、住民総会で選出。任期は1年。
 - 協力員
随時、事業への協力・コミセンだより配布など。通年公募。
- **組織**
 - 住民総会 区域内全住民を対象。4月に定期会が行われる
 - 運営委員会 概ね月1回開催
 - 各部会 協議会により名称、構成は異なる

- **人数**(平成25年度)
全協議会合計で約1,450人
運営委員約650人、協力員約800人

- **活動**
 - 管理運営
施設使用承認ほかコミセン窓口運営に関する業務
現在16協議会が19のコミセンを管理運営
 - コミュニティ活動
コミセンを拠点とした事業などコミュニティづくりのための活動
文化祭、夏祭り、広報紙発行、バス研修、囲碁教室、クリスマスコンサート、ダンスパーティ、川遊び、どんど焼き、よみかかせの会、卓球大会、園芸サークル、人形劇、男の料理教室、ナイトハイクなど

- **課題**
 - メンバーの固定化・高齢化。負担感の軽減・解消
 - コミセン利用者・活動参加者の広がり不十分さ

武蔵野市コミュニティ研究連絡会（研連）

- 概要

- 昭和54年（1979年）に設立された各コミュニティ協議会間の連絡組織
- 市内の全16のコミュニティ協議会の5名（代表他4名）が会員。毎月定例会を開催

- 目的

- コミュニティに関する調査・研究ならびに協議会相互の連絡、コミュニティづくりやセンターの管理運営に関する問題点などの協議

● 活動内容

- 定例会

各コミュニティ協議会から2名（代表他1名）が出席し、毎月1回開催

- コミュニティのあり方懇談会部会

協議会の活動、コミセン運営及び研連の役割についてのあるべき姿について話し合いを行い、討議結果を報告書として研連に提出する

- 広報部会

各協議会の広報紙、HPをより良いものにしていくための活動

- 運営委員研修、管外視察研修、窓口研修、広報研修

各協議会の運営委員・協力員を対象。コミセン運営及びコミュニティづくりに生かしていくための研修

NPO・市民活動の現状

- **武蔵野市内の認証NPO 法人： 88団体**

福祉（高齢者、障がい者等）、環境保全、青少年健全育成、文化・スポーツの振興、農山漁村の振興支援、起業支援、まちづくり、国際交流等、多彩で多様な活動を展開。市と連携・協働してサービス提供を行う団体も少なくない。

地域コミュニティとの連携を模索中。

- **地域課題解決のため、行政との連携を中心的に進める団体**

福祉の会（社会福祉協議会活動）、自主防災組織、青少年問題協議会など

- **行政との協働事業**

福祉関連を中心に年間100件程度（全課の半数近くが実施）

コミュニティ条例制定の背景

- 昭和51(1976)年7月コミュニティセンター条例制定、同月コミセン第1号館(境南コミセン)開設。(施設の設置条例としての性質が主)
- 第5期コミュニティ市民委員会、「コミュニティ市民条例」制定を答申(平成12(2000)年7月)。
- 条例案作成にコミュニティ市民委員会から委員3名が、市民代表としてアドバイザー参加。
- 平成14(2002)年4月、コミュニティ条例施行
- 「構想」から30年が経過し、コミュニティを取り巻く環境、市民意識の変化への対応が必要になった。
- コミュニティ構想を基本理念とし、コミュニティの活動原則(自主三原則)を明文化
- 地域コミュニティ、目的別コミュニティ、電子コミュニティを規定
- 評価委員会の設置
- 指定管理者制度に対応(平成17(2005)年4月)

コミュニティ評価委員会

- 行政への第3者評価、及び評価結果の公開の必要性
- 条例に評価委員会を規定
委員7名以内（学識経験者2名以内、コミュニティ研究連絡会代表2名以内、公募市民2名以内、市職員1名）
- 評価結果を市長に報告、市長は概要を公表
- 第1期（平成15年3月～）、第2期（平成16年9月～）、第3期（平成22年10月～）
- 指定管理者としてのコミセン管理・運営状況の評価
- コミュニティづくりの主体としての「評価」

これからのコミュニティづくり

- ・ 武蔵野市第五期長期計画(2012～2021)
- ・ コミュニティ構想に基づく市民による自主的なコミュニティづくり
- ・ 幅広い分野で、市民と市が協力しながら行う活動や、市民が自主的に行う活動により多くの成果が蓄積されてきた
- ・ 核家族化、単身世帯の増加、少子高齢化、人と人との関わりの希薄化、地域社会への関わり方が見出せないなど、問題の表面化
- ・ 東日本大震災により近隣関係の大切さが改めて認識される
- ・ 孤立せず、周囲とつながりながら安心して暮らしていけるよう、これからの武蔵野市にふさわしいコミュニティを再構築していく

これからの地域コミュニティの検討

- 平成24年度「これからの地域コミュニティと市民自治の検討のための基礎調査」実施
 - 平成24年10月 市民意識調査(アンケート)
18歳以上市民：3,000名→997名回答
市民活動団体等：665団体→361団体回答
 - 平成24年12月 無作為抽出市民ワークショップ
アンケート結果をもとに、グループで話し合い。
2回実施、計95名参加。
 - 平成25年2～3月 グループインタビュー
市民、市民活動団体及びコミュニティ協議会それぞれを対象としたグループインタビュー、3者の意見交換会を実施
- 平成25～26年度、「これからの地域コミュニティ検討委員会」設置

武蔵野市のコミュニティ概念図

